

愛知県森林審議会議事録

令和7年12月16日（火）

愛知県森林審議会議事録

1 日時

令和7年12月16日
午後2時から午後3時45分まで

2 場所

愛知県庁本庁舎 正庁

3 出席者

(1) 委員

岩永 青史
荻野 昌彦
河野 宏枝
酒井 立子
土谷 由希子
服部 伸一
林 七郎
松田 紗代
峰野 修
村上 孝治
安井 伸治
山本 一清
吉野 純子

(2) 愛知県

農林基盤局長 下平 達也
農林基盤局技監 平山 一木
林務部長 太田 吉則
林務課長 青山 義明
森林保全課長 伊藤 義宏
林務課担当課長 吉田 和広
森林保全課担当課長 村田 典之
森林調整監兼新城林務課長 近藤 壽男

(3) 事務局及び事務局補佐

林務課課長補佐 藤野 仁誠
林務課主任査定官 村内 友季
森林保全課課長補佐 浅野 英嗣
森林保全課主任査定官 古橋 朋乃
新城林務課課長補佐 加藤 充俊

4 審議の公開・非公開の別及び傍聴者数

議案	審議の公開・ 非公開の別	傍聴者数	記者数
第1号議案	公開	1	1
第2号議案	公開	1	1
第3号議案	非公開	—	—

5 審議経過

＜会長＞

今回は知事からの諮問が3件となっております。まず第1号議案、尾張西三河地域森林計画の樹立についてと、第2号議案、東三河地域森林計画の変更についての2件について、県から一括して説明をお願いいたします。

＜県＞

資料により説明。

＜会長＞

ありがとうございました。

説明が終わりましたのでご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

＜委員＞

この計画書の内容の項目は、そもそも決まっているものなのでしょうか。例えば森林クレジットなど、そういういた項目についても、もっと積極的に示してもよいのではと思います。計画書に記載する作法があるとは思いますが、机上にはカーボンニュートラルに関するパンフレットが置かれていますけれども、こういったことをもっとアピールしていった方が、計画としてよろしいのかなと思いますがいかがでしょうか。

＜県＞

地域森林計画に記載する計画の項目につきましては、国の方から示されておりますので、項目として増やすことはなかなか難しい部分はありますが、今委員が仰られたように、森林クレジットやカーボンニュートラルにつきましては、計画を策定するにあたっての基本的な考え方を記載する箇所がございますので、そういういたところに記載していくような形での検討を進めてまいりたいと考えております。

＜委員＞

第6 計画量等について、10年かけて主伐、間伐の総数が、針葉樹だけでそれぞれ959千m³と844千m³なので大体180万m³となり、年間で18万m³ということになると思います。これは、尾張西三河だけなのか愛知県全体なのかお聞かせください。

＜県＞

こちらの計画数量につきましては、尾張西三河地域のものでございます。

＜委員＞

ということは、尾張西三河だけで、年間 18 万m³を目指すということですが、今確かに県全体で 18 万m³ぐらいだと思います。かなりハードルの高い数値目標ではないかと思いますが、その点についてはどのようにお考えか教えてください。

＜県＞

委員が仰るとおりハードルは高いと思いますが、現在県全体で木材生産量 18 万m³となっておりますが、今後循環型林業を推進して主伐・再造林を進めることで木材生産量を伸ばしていく施策にも取り組んでおりますので、この計画に近い実績が出るように取り組んでまいりたいと思っております。

＜委員＞

尾張西三河だけでこれだけ、東三河はちなみにどれくらいの目標なのかがわかれれば教えてください。年間で結構です。

＜県＞

先ほどの委員のご質問について、計画数字自体は国から示されているものでございまして、それを地域に割り当てたものでございます。

＜委員＞

国からこのぐらいやれと言われていると理解していいですか。

＜県＞

仰るとおりです。

＜委員＞

かなり厳しい数字だと思いますが、東三河はどれくらいなのかわかれれば教えてください。

＜県＞

今東三河の数値については調べておりますが、全国森林計画で定めている数量は今ある資源量をベースに設定されており、労働力がどれだけあるか、あるいは

は予算がどれだけあるかなどは考慮されておりません。資源量から見ますとこれくらい伐れますよという計画が全国で示されておりまして、それに基づいて、流域ごとに割り振られているため、これくらい伐っても大丈夫という計画であると思っていただけたらと思います。

＜委員＞

仰る意味もわかりますが、数字で示すということはやはりそれだけやりましょうというようにどうしても理解してしまうので、その辺は最初からあまり無理な計画を立てないほうがよいのではないかなど、これは個人的な意見です。

＜県＞

愛知県の実情に合わせて増減させることもできますが、この地域森林計画に関しては2割程度の増減に収まっているなければ国から承認されないことがあります。実際に伐採する目標は食と緑の基本計画、行動計画になりますが、こちらでしっかりと進捗管理等を行っていきたいと思っております。

＜委員＞

このくらい伐っても大丈夫という意味での数字だろうとは思いますが、実際にやろうとすると大変だなというのが正直な感想です。できるだけ生産量を増やしていくという努力を引き続きお願いしたいと思います。

それからゾーニングについて、ここに記載されているのはイメージと書いてありますが、このようにやつたらどうですかということなのか、このようにやりましょうよということなのか、どのように理解したらよいですか。

＜県＞

ゾーニングのイメージにつきましては、市町村森林整備計画においてこの場所はこういったゾーニングであって、図示するとこのようになりますという例をお示ししたものです。イメージですので、県がこうしなさいと市町村に押し付けているものではなく、あくまでも例をお示ししているものです。

＜委員＞

ということはこのように書いたらどうですかというサンプル的な意味という理解でよいですかね。

＜県＞

書き方を示したものということでご理解いただければと思います。

<委員>

市町村がゾーニングするということは、それぞれ市町村の担当者が森林經營計画を作ったり、複層林や長伐期、特定広葉樹などのゾーニングをしていかなければならぬということで、市町村にとっても非常に大変な作業だと思いますが、その点について県からフォローするなどその辺はどのようにお考えですか。

<県>

その部分につきましては県の事務所にいる担当者がそれぞれ指導や助言をしながら、各市町村の森林整備計画が策定されております。

<委員>

林業センターでエリートツリーの低花粉スギ、ヒノキも含めて、コンテナ苗を作っていると思いますが、今どの程度までコンテナ苗ができたのか、いつ頃何本くらいできるのか教えてください。

<県>

森林・林業技術センターでは、花粉の少ないエリートツリー、特定苗木と言われるものの種子を生産しており、スギについてはある程度安定して種子を採れるようになりました。

ヒノキについては、最近の高温や交配時期の加湿など技術的な問題もあり、難しいところではございますが、今年度の計画としましては、スギは数万本のレベルで採れており、ヒノキは、去年よりはたくさん採れておりますが、今発芽率などを調査中で明確な数字はお答えできませんけども、研究及び生産を続けております。

<委員>

本当に現場の方は大変努力して頑張っていただいていると思うので、閉鎖型採種園を作つてみたり、なかなかやる気でやっていただいていると思います。そういう苗が、現場でどれだけ必要になるかという議論をしてかないといけないと思うので、できるだけ林業センターの方ではしっかりした苗を作つていただきたい。

それから、苗を植えるところについてどのように皆伐再造林を進めていくかという議論もぜひしていただきたいなと思っています。

あえて言いますと、皆伐再造林の補助制度が意外と複雑で、どれを利用してよいのかわかりにくいというところがありますのでその辺の整理と、できるだけ

山主さんの負担がなくて済むようなシステムにしていただければなと、これは要望です。

最後に東三河の計画について、風力発電所で 3.3ha が減りましたとありました。具体的にどこなのかわかれれば教えてください。

＜県＞

先ほどの東三河の計画量から先にお答えさせていただきます。

東三河の方は年間 38 万 6500 m³で、委員が仰るように尾張西三河より大きい数字になっております。

＜委員＞

東三河だけで年間で 38 万 6500 m³ですか。年間で、すごいですね。東三河の方は山が多いので多くなるとは思いますが、東三河の 38 万 m³というのは大変なことですね。

＜県＞

それだけ可能ですよと、それくらい山がありますよということです。

＜委員＞

そのくらい伐っても大丈夫というように理解すればわからないこともないですが、伐採立木材積と書いてあるので。伐採可能材積であればよいですが。理解の仕方だけですけれど。何となく、これだけ伐りますというように受け取れるので、現場がこれだけのことをやれと言われそうな気がして心配ですが。そのように受けとめるということでわかりました。

＜県＞

風力発電につきましては、田原市において風力発電及び土砂の採取ということで 3.3ha となっております。

＜会長＞

伐採立木材積の計画量ということで、国の方もちゃんと持続的に利用できる前提ということで算出していると思います。それが県に降りてきた中で、そういう割り振った数字だと思います。計画なのでそのまま実行するということではなく、ほとんどが民有林なので、行政の方が伐採命令を出すというわけではなく、基本的には国と県と市の方針として、これぐらいまではということだと思うので、その辺はご理解いただければと思います。

また市町村に関して、市町村森林整備計画はいろんな計画の中でマスタープランとして位置付けられています。市のゾーニングを含めたプランが、基本的には全国で森林のマスタープランという形で具体的に実行されているはずです。その中でゾーニングといつても、一つの機能だけということではなく、どれを重視するかということで、このゾーンだから絶対伐ってはいけないということではありません。なるべくそれを重視したいいろんな施策を行っていただきたいという方針であると思いますので、その点ご理解いただければと思います。

＜委員＞

私ども木材業界は毎年愛知県さんにお邪魔して、木材利用について陳情、お願いをしております。私たち木材産業は今、どちらかというと衰退気味の中で、産業をもう少し発展させなきやいけない、もう少し潤わなきやいけないというところが正直に言って大きいです。ただ今日お話を聞いていて、森林の持つ多面的な機能を発揮させるために、一番重要なことはここにも書いてありますとおり、長引く木材価格の低迷から、近年は主伐・再造林が十分実施されていないという大きい問題点が書かれており、こういう見地から木材需要の推進が待ったなしだと、業界がもっと木を使ってくださいということとちょっと違った意味合いで、愛知県さんなり国がもっと、木材を利用しないことが非常に大きいリスクを持っているということで、積極的に動いていただきたいなと思いました。

先ほど申しましたように森林の持つ機能を発揮させるためには、木材をもっともっと使わなきや絶対いけないんだということを、主体的に行政の皆さんなりもしくは我々県民がもう少し理解していただけるとよいと思い発言をさせていただきました。

＜会長＞

木材の利用は重要なファクターでもあり、日本には森林が十分にあり、利用できる時期に達しているという面もあるので、それをどのように活かしていくこうかということですけれども、一つ問題としてやはり少子化という問題があって、どんどん戸建てが減ってくる中で、木材の利用も含めた形態もこれからどんどん変わっていかざるを得ない部分はあると思うんですね。そういう面で、県の方でも、国も含めてですけども、個人住宅だけではなく非住宅も含めたものに積極的にトライするような形で、特に公共建築物に関してはなるべく木材を使うような形で推進をしていただければと思います。この中にも色々盛り込まれていると思うので、それを担保するような形で、非住宅に対応できるような木材を民間でもなるべく供給していただきたい。両面で活性化させていただければと思いますので、県も我々も含めてそのように認識していきたいなと思っています

す。

＜県＞

県といたしましても木材需要を高めたいということで、2022年に木材利用促進条例を制定してから4年、5年が経とうとしております。県の中でも公共建築物は基本的に木造にする、木造にできなければ内装木質化をしっかりとやっていくこととしております。県の調整会議の中でも、県の施設は基本的に木造・木質化することを考えていくということで頑張っております。

この条例も5年目を迎える、木材利用の促進に関する基本計画をこの条例に基づいて定めておりますが、基本計画の方の見直しも今行っております。先ほどのお話でもありましたように住宅は基本的には木造が多いですけれども、非住宅など、もう少し大きな建物でも少しずつ木材を使うような形にしていきたいということで、基本計画においてもそういった内容を入れていきたいと思っております。どんどん木材が使えるような形にしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

＜委員＞

今の木材利用の話はこの計画に盛り込むという宣言でよろしいでしょうか。この計画書案の25ページにあります「林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針」にもその条例の話を盛り込んでいただければよろしいかなというのが一点ございます。そこに盛り込むだけで大分違うのかなと思います。

あと細かい話ですけれど、ここにグリーン購入法の話が載っていますが、今年から始まったクリーンウッド法についての言及もしておいたほうがよいのかなと思います。と言いますのも、このグリーン購入法のガイドラインとクリーンウッド法ともに、あいち認証材が使えるようになっておりまして、市場調査をしていると引き合いが強いようですが、26ページで2行だけしかあいち認証材等のアピールがされていないので、今、仰ったように木材利用の促進をする上で、もう少しアピールがあってもよいかなと思いました。

＜県＞

この計画の中にあいち認証材等の利用促進を図ると一行しか書いていないという点について、先ほどもお話しましたとおり、この地域森林計画は基本的な指針を記載するものということで、あまり具体的には書いていない部分もあります。もう少し具体的な計画については、食と緑の基本計画という行動計画の中でしっかりと定めているところです。合法木材の関係なども非常に重要な問題だと思っておりますので、今後行動計画を進める中で、また検討していきたいと

思っております。

＜委員＞

私は普段、建築設計をしておりますが、今まで愛知の認証材を使用することで補助金をいただくような事業をさせていただいておりますが、やはりそういう情報を得て始めて愛知の木を使ってみようと思った次第です。木を使おうと思っていても、なかなか愛知の木を使おうともう一段踏み込んだ内容になっていくかどうかというのは、お施主様というよりも、建築士、設計側が提案したり、施工側が現場で木はどうしますかという話の時に、愛知の木ありますよとアピールしたり、そういうところも非常に大きく関わってきて初めて利用できるようになると思います。

愛知県の方では愛知の木を使った建物が事例集としてあつたりですとか、先日の建築総合展というイベントの時にも愛知県さんに出展いただいて、ブースでアピールしていただいたりとか、小さなところからこつこつとという感じかもしませんが、そういう形でアピールをされていて、私たち建築士の方もそれを見て、こういうふうに利用できるんだなと思ったりとか、愛知の木を使っていこうと思ったりするところもあると思うので、私たちもこれからもっと、愛知の木を使おうというところを、建築士仲間でももう少し意識を持ってやっていかないといけないと、皆さんのお意見を聞きながら思いました。

＜委員＞

以前申し上げたような気もしますが、今急に思い出したので、FSCとかSGECとか、いわゆる森林認証について、愛知県は全国的に見れば特異な県について、一向に森林認証が進んでない県ということになっているようです。

東京オリンピックが開催されるという時に、各県から垂木を集めることで、豊田の県有林が申請するというところでぎりぎり間に合ったような記憶があるのですが、あの時にいよいよ愛知県もその気になってこれから始まるのかなという気がしましたが、気がついたら取り下げになっていたと。また森林認証0件、細かいところでゼロではないのかもしれません、隣の静岡など森林認証が進んでいる県は、やはり行政であったり、組合であったり、木材関連もあれば森林の方の関連もありますけれども、いわゆる公のところの音頭取りが進んでいるのかなと。個人とか一般の一企業のみでは、本当に難しいというか、お金をかけてもどういうメリットがあるのか、元が取れるのかみたいな世界ですけれども、やはり今の流れで言葉と、森林認証がされていないことイコール、違法伐採と国際的にはそういう括りというか、流れだと思います。使ってくださいとか、夢のある話をする時に、一番引っかかるところというか。

一方で静岡県の業者と話をすると、愛知県の人は賢いよみたいな言い方をされます。要はお金払っているけれども、そんなに自分たちがたくさん売れてて、愛知県の人が全然売れてないということがないという言い方をされます。

国からどのように示されているのか、それから愛知県自体がどのように考えているのかということもあります、方向性を示す地域森林計画に少しそのよいうな文言は入れられないでしょうか。そこまで踏み込んだことは入れられないでしょうか。

＜県＞

そういった合法的なものということで、国の方でもクリーンウッド法が改正されて違法伐採対策の強化が進んでいるところでございます。世界的にはそういった合法性の確認が義務化されるという流れの中で、お墨付きをつけるためのFSCなどがあると思います。

ただ一方で私どもはあいち認証材ということで、愛知県産材だという証明を出したり、経営計画を立てて合法的に伐採されていることを伐採届等でしっかりと確認しながら、適正に森林整備をしたところから出てきているものと思っておりませんので、認証材の活用等を推進するような形の中で、今後の状況はもう少し様子を見ていきたいと思っているところでございます。

今世の中の流れが出来ているのに少し遅いということはあろうかと思いますけれども、もう少し今ある認証材の制度などをしっかりとやっていく中で、今後を見据えて対応を考えていきたいと思っているところでございます。

＜会長＞

森林認証に関しても、一時期だけでやらなくなつたというのは実際のところで、それは愛知県だけではなく、全国的にもそういうところはあります。色々な国等も含めて、森林と木材のトレーサビリティというのは今後重要になってくる可能性もあるので、方針として出すかどうかは別として、県の方でも長期的な面で対応が必要であればすぐ取れるような形で、そういった施策についても内々に進めていただきたいなと思います。

＜会長＞

では大方発言も尽きたようでございますので、お諮りしたいと思います。第1号議案及び第2号議案は原案の通り了承することとして異議はございませんでしょうか。

＜委員＞

異議無し。

＜会長＞

ありがとうございます。

それでは原案通り了承することといたします。

ただいまの議案2件の審議結果につきまして知事への答申を決めたいと思いますので、事務局で原案がありましたら提出してください。

－ 答申案を配布 －

＜会長＞

それでは、答申案を事務局から説明してください。

＜県＞

答申案を読み上げ

＜会長＞

ありがとうございます。

ただいまの答申案について御意見を伺いたいと思います。

何かございますでしょうか。

それでは示された案のとおり、答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

＜委員＞

異議無し。

＜会長＞

それでは示されたとおりとして、本日付けて、後程答申書を提出させていただきます。

＜会長＞

次に進めたいと思います。

傍聴者並びに記者の皆様にお願いいたします。

第3号議案及び報告事項につきましては、事務局から説明がありました通り、非公開となっておりますので、御退席をお願いいたします。

－ 退席 －

<会長>

それでは第3号議案に移りたいと思います。

— 非公開 —

<会長>

では次に次第の8の報告に移りたいと思います。

— 非公開 —

<会長>

以上で本日の審議を終わらせていただきたいと思います。円滑な御議論ありがとうございました。

では進行を事務局にお返しいたします。

議事録署名者

議事録署名者